

## 契約約款（工事に関する調査等の業務）改定 新旧対照表

※下線を付した部分が改定部分

改定後	改定前
<p>(完了報告)</p> <p>第7条 受注者は、本業務が完了したときは、その旨を書面<u>または</u> <u>電磁的記録</u>をもって注文者に通知しなければならない。</p> <p>2 (変更なし)</p>	<p>(完了報告)</p> <p>第7条 受注者は、本業務が完了したときは、その旨を書面をもつて注文者に通知しなければならない。</p> <p>2 注文者は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容について速やかに確認するものとする。</p>
<p>(契約代金の支払)</p> <p>第8条 (変更なし)</p> <p>2 契約代金の支払期日は、注文者が受注者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、受注者が委託を受けた役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、注文書で定めるものとする。ただし、受注者が<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律上の中受託事業者である場合は、その規定</u>に従うものとする。</p>	<p>(契約代金の支払)</p> <p>第8条 注文者は、前条第2項の確認の結果、本契約の内容に適合すると認めたときは、受注者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより契約金額を支払うものとする。なお、振込手数料は注文者の負担とする。</p> <p>2 契約代金の支払期日は、注文者が受注者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、受注者が委託を受けた役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、注文書で定めるものとする。ただし、受注者が<u>建設業法上の下請負人又は下請代金支払遅延防止法上の下請事業者である場合は、それぞれの法律の規定</u>に従うものとする。</p>

(Web 契約約款)

第22条 注文者は、受注者に対して、本約款の電子情報を注文者のホームページに掲載する方法により提供することができる。

(Web 契約約款の変更)

第23条 注文者が、本契約約款を変更し、注文者のホームページで変更した約款を公開した場合は、受注者は、変更された契約約款（工事に関する調査等の業務）に同意したとみなし、公開後30日の経過をもって、本契約の内容は変更される。ただし、受注者が、変更後の約款が公開された後、30日以内に、書面または電子メールにより異議を述べた場合はこの限りではない。

附則

2023年4月1日制定・実施

2023年10月1日改定・適用

2025年11月28日改定・2026年1月1日適用

(Web 契約約款)

第22条 注文者は、受注者の書面による同意を得て、受注者に対して、本約款の電子情報を注文者のホームページに掲載する方法により提供する。

(Web 契約約款の変更)

第23条 注文者が、本契約約款を変更し、注文者のホームページで変更した約款を公開した場合は、受注者は、変更された工事請負契約約款に同意したとみなし、公開後30日の経過をもって、本契約の内容は変更される。ただし、受注者が、変更後の約款が公開された後、30日以内に、書面または電子メールにより異議を述べた場合はこの限りではない。

附則

2023年4月1日制定・実施

2023年10月1日改定・適用